

ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金 公募要領

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内の中小ものづくり企業を対象に、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金に係る補助事業者を公募します。

1 事業趣旨

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県内の中小ものづくり企業に対する支援策として、県が令和2年度一般会計補正予算（第3号）で新たに創設した補助事業です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小ものづくり企業が、中長期的な将来の動きを見据え、自社の競争力を強化し景気回復後の業容拡大等を図る取組に要する経費の一部を補助することを目的としています。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものづくり事業者（ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項）等で、次のいずれにも該当する者としてします。

ア 県内に事業所を有する者

イ 資本金の額が10億円未満である者

対象業種：加工組立型のものづくり産業、工業製品の設計・製造・修理に係る業種、
IT・ソフトウェア業 等

※ 対象業種の詳細については、4ページを参照してください。

次のいずれかに該当する場合は、応募資格がありません。

- ・ 不正経理・受給及び税の滞納がある者
- ・ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 対象事業

補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が自社の競争力を強化するために主体的に実施する事業で、次のいずれかに該当するものとします。

ア 製品や強み技術の開発・改良

イ 生産・製造技術の効率化・高度化

ウ その他、自社の競争力強化に資するもの

※ 本事業は、ソフト事業（競争力強化に繋がる取組そのもの）に対する支援を行うものであり、設備投資は対象としません。また、事業内容の全部又は大部分を他に外注又は委託する事業も対象としません。

【事業例①】

- 課題：取引先からの加工精度への要求が厳しくなる中、現有設備に装着している治具が求められる精密加工に適しておらず、また、社内の技術者の知識やノウハウも不足。
- 解決策：要求される部品の形状に合い精密加工にも適した新たな治具を開発。また、従業員を外部機関の実施する技術講習に参加させる。
- 目標：取引先の要求（●ミクロンレベル）に対応可能な精密加工技術の習得

【事業例②】

- 課題：社内における取扱品目●●の増加に伴い、工場内における仕掛品等の搬送業務の効率性が低下し、作業者の負担が増大。
- 解決策：現場の若手・中堅従業員を中心にチームを結成し、仕掛品等の工程間搬送の省力化のためのからくり機構を新たに開発。
- 目標：作業性の●%向上、労働環境の改善による人材の定着率の●%向上

4 事業期間

交付決定日から令和3年2月末日まで

5 対象経費

次に掲げる経費を対象とします。

区分	経費	主な内容
開発改良費	直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対応する人件費 ※ 補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限ります。
	旅費	事業の遂行に必要な出張等に要する経費
	原材料・消耗品費	試作品の開発等に必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	外注加工費	試作に係る原材料等の再加工・設計、分析・検査等の外注・依頼等を行う場合に要する経費
	ソフトウェア開発費	ソフトウェアの開発・改良など情報通信技術の活用に必要な経費
	使用料	製品や技術の開発・改良に必要な設備、施設等の使用に要する経費
技術導入費	技術指導費	外部からの技術指導や産業財産権の導入に必要な経費
	教育研修費	従業員等の技術・知識等の習得又は向上に必要な経費
	委託費	技術的課題の解決のため、外部の支援機関等に調査・研究を委託する場合に支援機関等に支払う経費
その他	知事が特に必要と認める経費	知事が必要かつ適当と認める経費

※ 外注加工費と委託費の合計額は全体事業費の2分の1の範囲内までとします。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象経費の積算対象から除外してください。

※ 取得価格又は効用の増加価格が50万円（税抜）以上の機械、器具、設備及びその他の財産（処分制限財産）については、補助対象外です。

6 補助率、補助限度額

- (1) 補助金の補助率
補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額
3,000千円

7 応募方法及び提出書類

- (1) 応募期間
令和2年7月27日（月）～8月26日（水）17時00分

- (2) 提出書類

No.	提出書類
1	ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金応募申込書（別紙様式）
2	事業計画書（別紙1）
3	収支予算書（別紙2）
4	県税の納税証明書（写し）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響（令和2年1月以降、最も減少幅の大きな、連続する任意の2か月間の売上高の状況）については、事業採択後の交付申請手続きの際、その裏付けとなる書類（売上台帳等）を提出していただきますので、留意してください。

(3) 提出方法

県公式ホームページから様式類をダウンロードの上、該当する電子データを下記提出先あて電子メールにより提出してください。

（掲載場所）<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/monozukuri/jidousha/1030960.html>

(4) 提出先

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室
AB0005@pref.iwate.jp

8 事業計画の採否

- (1) 県において提出資料等の確認を行った後、事業計画等の審査を行い、予算の範囲内において、採否を決定します（採択予定件数：20件程度）。
- (2) 採否結果は、県から応募者に対し、文書で通知します。
- (3) 審査に当たっての主な審査基準は次のとおりです。
 - ・ 事業の有効性
 - ・ 事業の創意性
 - ・ 事業の将来性 等
- (4) 事業を採択された事業者は、採択通知後に、補助事業に係る交付申請手続が必要です。詳細については、別途お知らせします。

9 事業スケジュール（予定）

7月27日～8月26日 公募

9月中旬 採否結果の通知、交付申請

9月下旬 交付決定、事業実施（～令和3年2月）

※ 補助金予定総額が予算枠に達しなかった場合、2次募集を実施します。

10 お問合せ先

岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

Tel: 019-629-5552 Fax: 019-629-5569

Email: AB0005@pref.iwate.jp

【参考】ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術※1」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業※2」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（中略）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

※1 ものづくり基盤技術（ものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成11年政令第188号）第1条）

- | | |
|---|--------------------|
| 一 設計に係る技術 | 十三 洗浄に係る技術 |
| 二 圧縮成形、押出成形、空気の噴射による加工、射出成形、鍛造、鋳造及びプレス加工に係る技術 | 十四 熱処理に係る技術 |
| 三 圧延、伸線及び引抜きに係る技術 | 十五 溶接に係る技術 |
| 四 研磨、裁断、切削及び表面処理に係る技術 | 十六 熔融に係る技術 |
| 五 整毛及び紡績に係る技術 | 十七 塗装及びめっきに係る技術 |
| 六 製織、剪毛及び編成に係る技術 | 十八 精製に係る技術 |
| 七 縫製に係る技術 | 十九 加水分解及び電気分解に係る技術 |
| 八 染色に係る技術 | 二十 発酵に係る技術 |
| 九 粉碎に係る技術 | 二十一 重合に係る技術 |
| 十 抄紙に係る技術 | 二十二 真空の維持に係る技術 |
| 十一 製版に係る技術 | 二十三 巻取りに係る技術 |
| 十二 分離に係る技術 | 二十四 製造過程の管理に係る技術 |

※2 ものづくり基盤産業（同施行令第2条）

- 一 製造業（前条各号に掲げる技術を主として利用するものに限る。）
- 二 自動車整備業
- 三 機械・家具等修理業
- 四 ソフトウェア業
- 五 情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。）
- 六 デザイン業
- 七 機械設計業及びエンジニアリング業
- 八 研究開発支援検査分析業
- 九 理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

※ 対象事業についてご不明な点がある場合は、岩手県商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室（019-629-5552、5566）までお問い合わせください。